

第7章 地域強靱化の推進に向けて

7-1 地域強靱化に向けた推進体制の確保

強靱化地域計画に関する具体的な取組については、本計画の第5章、第6章及び毛呂山町総合振興計画、毛呂山町地域防災計画等の当該取組が位置付けられた計画等に基づき着実に推進を図るものとする。

本計画は、町だけではなく、ライフライン事業者、民間企業等の関係主体による取組を含め、本町における強靱化施策を推進するための基本的な指針となるものである。本計画の策定に先立ち実施した脆弱性の評価の結果を踏まえ、町民、民間企業、行政機関等、社会を構成する主体が担うそれぞれの役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが重要である。

(1) 町民の役割

大規模自然災害が発生した場合、現在の当たり前の日常が一変し、必要な物資が手に入らないなどの制約のある生活となることが予測される。平常時から備える「3つの自助の取組※」等により自らと家族の命を守るとともに、住宅を耐震化するなど生活の基盤を維持できるよう備えるよう努める。

加えて「自分の地域は自分たちで守る」ため、ご近所とのつながりづくりや自主防災組織の活動への参加を通して平常時から助け合い（共助）の体制づくりを進めるよう努める。

※家具の固定、災害用伝言サービスの利用体験、3日分以上の水・食料の備蓄

(2) 民間企業の役割

民間企業による経済活動は、町民の安定した生活を支えたり、社会貢献活動を行うなど、地域で大きな役割を担っている。大規模自然災害が発生した場合にも、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう災害に強い施設を備えておくとともに、地域経済を停滞させないよう活動を継続するよう努める。

また、地域社会の一員として、地域における助け合い（共助）の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすよう努める。

加えて、町民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合も出来るだけ早期に平常時のサービス水準を回復できるよう努める。

(3) 行政機関の役割

本町の強靱化を実行性あるものとするためには、大規模自然災害のリスク等を直視し、強靱化地域計画を策定したうえで、その取組を総合的かつ計画的に進めることが必要である。

また、町民、民間企業等の各主体が積極的に強靱化に取り組めるような環境整備や情報提供等を進めていく。

なお、本計画に基づく事業の実施については、別紙「国土強靱化の対象となる交付金・補助金事業一覧」に掲載している交付金・補助金等を活用するものとする。